

香川県依存症対策関係団体支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症（以下「依存症」という。）を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう、依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援するため、予算の範囲内で香川県依存症対策関係団体支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次の各号に掲げる要件をすべて満たし、県内で依存症に関する問題の改善に取り組む営利を目的としない民間団体とする。

- (1) 依存症を抱える当事者やその家族により構成される団体であること。
- (2) 香川県内に主たる活動拠点を有する団体であること。
- (3) 県内に在住、在勤又は在学している構成員を5割以上有する団体であること。
- (4) 申請時から遡り、おおむね過去1年間においても同様の活動実績を有すること。
- (5) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）の統制下にある団体でないこと。
- (6) 暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している団体でないこと。
- (7) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体でないこと。
- (8) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと。
- (9) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象団体が本要綱施行日から令和8年3月31日までに行う次の各号のいずれかに該当する事業とし、補助事業の区分、補助基準額、補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

- (1) ミーティング活動
依存症問題を抱える当事者やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換ができる交流活動
- (2) 情報提供
依存症を抱える当事者やその家族の問題の解決に資する情報提供を行う活動
- (3) 普及啓発活動
依存症等に関する普及啓発活動

(4) 相談活動

依存症に関する問題の相談を受ける活動

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、別表の補助事業の区分ごとに、補助基準額と補助対象経費の実支出額から補助事業に係る収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額に補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。ただし、交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助対象団体は、補助金交付申請書（様式第1号）に所要額調書等の書類を添えて、知事が定める日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付を決定し、交付申請者に通知するものとする。

(変更承認の申請等)

第7条 補助対象団体は、補助事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象団体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、前項に準じて当該承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象団体は、補助事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して20日を経過した日（前条により中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して20日を経過した日）又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第3号）に所要額精算調書等の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条の規定により補助事業実績報告書の提出があった場合には、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により当該補助対象団体に通知するものとする。

(補助金の支払等)

第10条 知事は、前条の規定により補助金の額を確定した後に、その補助金を補助対象団体に対して支払うものとする。

2 補助対象団体は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金支払請求書（様

式第4号)を知事に提出しなければならない。

- 3 補助対象団体において、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第5号により速やかに知事に報告し、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(補助金に係る帳簿等の保存)

第11条 補助対象団体は、補助事業の収支に関する帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするために必要な書類を整理し、補助事業完了後5年間これを保存しなければならない。

なお、補助事業完了後5年を経過しない間に補助対象団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利を承継する者がいない場合は知事)に当該帳簿及び証拠書類を引き継がなければならない。

(その他)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月17日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年7月31日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表

補助事業の区分	補助基準額	補助対象経費	補助率
アルコール健康障害に関する問題	240千円	事業を行うために直接必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料のうち、知事が必要と認めた経費	10分の10
薬物依存症に関する問題			
ギャンブル等依存症に関する問題			